

大和市教育委員会 6 月定例会

日 時 平成 28 年 6 月 29 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 34 号) 放課後寺子屋やまと事業実施要綱の一部を改正する要綱
について

日程第 2 (議案第 35 号) 大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関
する規則の一部を改正する規則について

日程第 3 (議案第 36 号) 平成 28 年度大和市奨学生の選考について (諮問)

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 34 号

放課後寺子屋やまと事業実施要綱の一部を改正する要綱について

放課後寺子屋やまと事業実施要綱の一部を改正する要綱について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 6 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

放課後寺子屋やまと事業実施要綱の一部を改正する要綱

放課後寺子屋やまと事業実施要綱（平成26年大和市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

題名中「放課後寺子屋やまと事業」の次に「等」を加える。

第1条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「得ながら放課後」の次に「等」を、「児童の」の次に「学習習慣の定着及び」を、「放課後寺子屋やまと事業」の次に「及び夏休み寺子屋やまと事業」を加え、「いう」を「総称する」に改める。

第2条を次のように改める。

（事業内容）

第2条 寺子屋の事業内容は、児童への学習支援（以下単に「学習支援」という。）とし、その内容は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 放課後寺子屋やまと事業（以下「放課後寺子屋」という。） 学校の宿題並びに学校での学習に係る予習及び復習の支援とし、学習支援で取り扱う教科は、原則として国語及び算数とする。
- (2) 夏休み寺子屋やまと事業（以下「夏休み寺子屋」という。） 第1学期の復習及び夏季休業日（大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第3条第4号の夏季休業日をいう。以下同じ。）の個別課題に対する学習の支援とする。

第4条第1項を次のように改める。

寺子屋の実施日は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定める日のうちから、実施校ごとに定める。

- (1) 放課後寺子屋 規則第3条の休業日を除く日
- (2) 夏休み寺子屋 夏季休業日

第4条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 寺子屋の実施時間は、実施校ごとに定める。ただし、放課後寺子屋については、原則として午後2時から午後5時までとする。

第7条第1項中「という」を「と総称する」に改め、同条第2項中「及び」の次に「次条に定める」を加え、「担当する」を「行う」に改める。

第8条第1項中「児童への」を削り、「充実のため」の次に「、教育委員会は」を加え、「の活用を図ること」を「（以下「学習支援ボランティア」という。）を置くよう努めるもの」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 学習支援ボランティアは、学習支援及びスタッフの補助を行う。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

放課後寺子屋やまと事業実施要綱新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>放課後寺子屋やまと事業等実施要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地域住民の参画を得ながら放課後等に児童が学習支援を受ける環境を整備することにより、児童の<u>学習習慣の定着及び学力向上</u>を図ることを目的とする、放課後寺子屋やまと事業及び夏休み寺子屋やまと事業（以下「寺子屋」と総称する。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第2条 寺子屋の事業内容は、児童への学習支援（以下単に「<u>学習支援</u>」という。）とし、その内容は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 放課後寺子屋やまと事業（以下「<u>放課後寺子屋</u>」という。）学校の宿題並びに学校での学習に係る予習及び復習の支援とし、<u>学習支援で取り扱う教科は、原則として国語及び算数とする。</u></p> <p>(2) 夏休み寺子屋やまと事業（以下「<u>夏休み寺子屋</u>」という。）第1学期の復習及び夏季休業日（大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号。以下「<u>規則</u>」という。）第3条第4号の夏季休業日という。以下同じ。）の個別課題に対する学習の支援とする。</p> <p>(実施日及び実施時間)</p> <p>第4条 寺子屋の実施日は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各</p>	<p>放課後寺子屋やまと事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、地域住民の参画を得ながら放課後に児童が学習支援を受ける環境を整備することにより、児童の<u>学力向上を図ることを目的とする</u>、放課後寺子屋やまと事業（以下「<u>寺子屋</u>」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第2条 寺子屋の事業内容は、児童への学校の宿題並びに学校での学習に係る予習及び復習の支援（以下「<u>学習支援</u>」という。）とし、<u>学習支援で取り扱う教科は、原則として国語及び算数とする。</u></p> <p>(実施日及び実施時間)</p> <p>第4条 寺子屋の実施日及び実施時間は、<u>実施校ごとに定める。ただし、原</u></p>

号に定める日のうちから、実施校ごとに定める。

(1) 放課後寺子屋 規則第3条に規定する休業日を除く日

(2) 夏休み寺子屋 夏季休業日

2 寺子屋の実施時間は、実施校ごとに定める。ただし、放課後寺子屋については、原則として午後2時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、実施日及び実施時間を臨時に変更し、又は中止することができる。

(放課後寺子屋やまよこデーネーター及び学習支援員の配置)

第7条 寺子屋を運営するために、実施校ごとに放課後寺子屋やまよこデーネーター（大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第2号）に定める「放課後寺子屋やまよこデーネーター」をいう。）及び学習支援員（以下「スタッフ」と総称する。）を配置するものとし、その人数は実施校ごとに定める。

2 学習支援員は、学習支援及び次条に定める学習支援ボランティアの指導を行う。

(学習支援ボランティア)

第8条 寺子屋の円滑な運営と学習支援の充実のため、教育委員会は、地域住民等によるボランティア（以下「学習支援ボランティア」という。）を置くよう努めるものとする。

2 学習支援ボランティアは、学習支援及びスタッフの補助を行う。

3 略

則として大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号）に規定する休業日を除く日のうち、午後2時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、実施日及び実施時間を臨時に変更し、又は中止することができる。

(放課後寺子屋やまよこデーネーター及び学習支援員の配置)

第7条 寺子屋を運営するために、実施校ごとに放課後寺子屋やまよこデーネーター（大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第2号）に定める「放課後寺子屋やまよこデーネーター」をいう。）及び学習支援員（以下「スタッフ」という。）を配置するものとし、その人数は実施校ごとに定める。

2 学習支援員は、学習支援及び学習支援ボランティアの指導を担当する。

(学習支援ボランティア)

第8条 寺子屋の円滑な運営と児童への学習支援の充実のため、地域住民等によるボランティアの活用を図ることとする。

2 略

議案第 35 号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の
一部を改正する規則について

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正
する規則について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 6 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育局規則第 号

大和市教育局が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育局が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育局規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表放課後寺子屋やまとコーディネーターの項設置目的及び主な職務の欄中「児童の」の次に「学習習慣の定着及び」を、「放課後寺子屋やまと」の次に「等事業（放課後寺子屋やまと等事業実施要綱（平成26年大和市教育局告示第9号）第1条に定める各事業をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

大和市教育局が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現行	
職名	定数	職名	定数
別表(第2条関係)	設置目的及び主な職務	別表(第2条関係)	設置目的及び主な職務
略	児童の学習習慣の定着及び学力向上に資するため、放課後寺子屋やまと等事業(放課後寺子屋やまと等事業実施要綱(平成26年大和市教育局(告示第9号)第1条に定める各事業をいう。))の企画運営及び教員の指導力向上のための支援を行う。	略	児童の学力向上に資するため、放課後寺子屋やまとの企画運営及び教員の指導力向上のための支援を行う。
放課後寺子屋やまとコーディネーター	略	放課後寺子屋やまとコーディネーター	略
略	略	略	略

議案第 36 号

平成 28 年度大和市奨学生の選考について（諮問）

平成 28 年度大和市奨学生の選考にかかわる大和市奨学生選考審査会への諮問
について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 6 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成28年 月 日

大和市奨学生選考審査会会長 殿

大和市教育委員会
教育長 柿本 隆夫

平成28年度大和市奨学生の選考について（諮問）

このことについて、大和市奨学金給付規則に基づき、別添の申請者名簿から50名以内の奨学生を選出していただきたく諮問いたします。

なお、選考結果は平成28年7月15日までに答申していただくよう、重ねてお願いいたします。